

千葉県情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第二十七条の三 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

※不開示情報(同条例第8条各号において規定)

- ①法令や条例等により公開することができない情報
- ②個人が識別されたり、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ③公開すると法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
- ④公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるのに相当な理由がある情報
- ⑤未成熟な情報であって、公開すると混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑥立入検査や試験の実施など、公開すると事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報